

平成30年 教育委員会

第8回 定例会 議事日程

平成30年5月8日（火）午後3時

第1 議 案

【生涯学習・スポーツ課】

- (1) 議案第17号「千代田区社会教育委員の委嘱」

第2 報 告

【子ども支援課】

- (1) 幼稚園・保育園・こども園等の在籍状況（平成30年5月1日現在）

【子育て推進課】

- (1) 認可保育所設置運営事業者の選定結果について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 学童クラブ在籍状況（平成30年5月1日現在）

【指 導 課】

- (1) 教科書採択について

第3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（5月20日号）掲載事項

【学 務 課】

- (1) 学校保健会総会の開催
- (2) 千代田区の特別支援教育

議案第 17 号

千代田区社会教育委員の委嘱

社会教育法及び千代田区生涯学習推進委員等設置条例に基づき、下記の者を千代田区社会教育委員に委嘱する。

記

千代田区社会教育委員

平成 30/31 年度

	氏名	所属団体等名称	区分
1	佐藤晴雄	日本大学文理学部教育学科教授	学識経験者
2	前田耕司	早稲田大学教育・総合科学学術院教授	学識経験者
3	尾上好美	千代田区スポーツ推進委員協議会	社会教育関係者
4	木村由香	千代田区青少年委員会	家庭教育関係者
5	市川良幸	東洋高等学校教頭	学校教育関係者
6	額賀聡	千代田区立麴町小学校長	学校教育関係者

任期は、平成 30 年 5 月 29 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

千代田区社会教育委員の委嘱について

千代田区社会教育委員は、社会教育法第15条及び第18条、千代田区生涯学習推進委員等設置条例第1条及び第5条に基づき、委員（学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者）の委嘱をしています。（任期2年、委員6名以内）

今般、千代田区社会教育委員として6名を委嘱するため、千代田区教育委員会に議案を提出いたします。

委嘱期間は、千代田区生涯学習推進委員会議等設置条例第4条第2項に基づき、平成30年5月29日（※）から平成32年3月31日までとなります。

（※）平成30年5月29日（火）に第1回千代田区社会教育委員会議を開催し、委員の委嘱を行いません。

根拠法令：社会教育法

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当
って参酌すべき基準を定める省令

千代田区生涯学習推進委員等設置条例

なお、委員には今年度交付予定の社会教育団体に対する補助金について、審議をしていただきます。（社会教育法第13条）

幼稚園・保育園・こども園・認定こども園の在籍状況

幼稚園・こども園(幼児相当年齢部分)

平成30年5月1日現在

園 名	学 級 数 (定員数)				園 児 数			
	3歳	4歳	5歳	計	3歳	4歳	5歳	計
麴 町 幼 稚 園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	28	33	35	96
九 段 幼 稚 園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	34	35	35	104
番 町 幼 稚 園	2 (35)	1 (35)	1 (35)	4 (105)	29	30	35	94
お 茶 の 水 幼 稚 園	1 (20)	1 (35)	1 (35)	3 (90)	19	18	17	54
千 代 田 幼 稚 園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	24	25	24	73
					短時間 14	15	14	43
昌 平 幼 稚 園	1 (25)	1 (25)	1 (25)	3 (75)	長時間 10	10	10	30
					22	20	21	63
い ず み こ ど も 園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	短時間 12	10	11	33
					長時間 10	10	10	30
い ず み こ ど も 園	1 (35)	1 (35)	1 (35)	3 (105)	36	29	31	96
					短時間 16	9	12	37
ふ じ み こ ど も 園	2 (50)	2 (50)	2 (50)	6 (150)	長時間 20	20	19	59
					50	50	48	148
合 計	12 (260)	9 (275)	9 (275)	30 (810)	短時間 25	22	20	67
					長時間 25	28	28	81
合 計	12 (260)	9 (275)	9 (275)	30 (810)	242	240	246	728
					短時間 177	172	179	528
					長時間 65	68	67	200

保育園・こども園・認定こども園・(乳児相当年齢部分)

園 名	定 員							園 児 数						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
麴 町 保 育 園	6	18	18	18	20	20	100	5	18	18	19	18	20	98
神 田 保 育 園	12	17	20	22	24	25	120	12	20	21	22	24	23	122
西 神 田 保 育 園	12	15	18	18	18	18	99	12	18	18	20	16	17	101
四 番 町 保 育 園	11	14	16	18	19	19	97	11	16	18	20	19	19	103
い ず み こ ど も 園	9	12	15	(20)	(20)	(20)	36 (60)	9	15	18	(20)	(20)	(19)	42 (59)
ふ じ み こ ど も 園	12	20	23	(25)	(28)	(28)	55 (81)	12	23	25	(25)	(28)	(28)	60 (81)
アスク二番町保育園	12	16	18	18	18	18	100	12	16	18	18	17	18	99
ポピンズ一番町	9	12	13	14	16	16	80	9	12	13	14	12	16	76
ほっぺるランド西神田	9	10	12	13	13	13	70	9	10	12	13	13	10	67
グローバルキッズ飯田橋園	18	24	24	24	24	24	138	18	24	24	23	20	19	128
あい保育園東神田	9	10	11	11	11	11	63	9	10	11	11	8	4	53
グローバルキッズ飯田橋こども園	15	17	18	29	29	29	137	15	17	18	29	17	17	113
				短時間 10	10	10	30				10	6	4	短時間 20
				長時間 19	19	19	107				19	11	13	長時間 93
クレアナーサリー市ヶ谷	9	12	12	15	15	15	78	9	12	12	15	12	11	71
神田淡路町保育園 大きなおうち	9	18	18	18	18	18	99	9	18	18	17	14	10	86
グローバルキッズ六番町園	6	10	11	11	11	11	60	6	10	11	11	11	1	50
合 計	158	225	247	219 (45)	226 (48)	227 (48)	1,302 (141)	157	239	255	222 (45)	195 (48)	181 (47)	1,249 (140)

※こども園の定員には、「要する枠」を含まない。

(いずみこども園:0歳児3名 1歳児3名 2歳児1名 ふじみこども園:0歳児3名 1歳児2名 2歳児1名)

※いずみこども園・ふじみこども園の3~5歳児は、長時間児のみ再掲

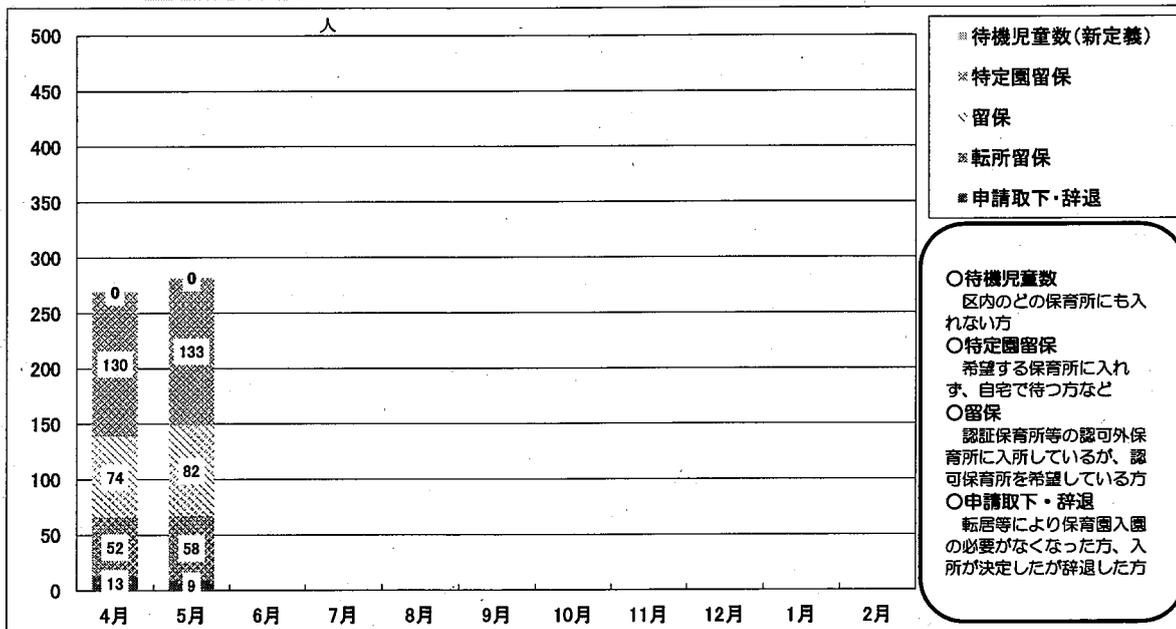
施設名	定員						園児数															
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳児		計		
								全数	うち区民													
地域型保育事業	事家庭的保育	あい・ぼーと小さな家飯田橋						5	0	0	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	4	4
		あい・ぼーと小さな家東神田						5	0	0	1	1	4	4	-	-	-	-	-	-	5	5
	保小規事模業型保事	あい・ぼーと小さな家麹町						10	1	1	4	4	4	4	-	-	-	-	-	-	9	9
	業所	厚生労働省5号館保育室(区民枠のみ)						5	1	1	2	2	2	2	-	-	-	-	-	-	5	5
	業所	アソシエーターサリ-霞が関(区民枠のみ)						5	1	1	1	1	3	3	-	-	-	-	-	-	5	5
	業所	(株)ポピンズ						20	2	2	15	15	2	2	-	-	-	-	-	-	19	19
	業所	(株)アルファ・コーポレーション						5	2	2	2	2	1	1	-	-	-	-	-	-	5	5
業所	(特非)フローレンス						0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	2	
認可外保育所	施設保一設体	マミーズエンジェル千代田保育園						20	3	3	9	9	10	10	-	-	-	-	-	-	22	22
		小学館アカデミー昌平保育園						25	5	5	10	10	10	10	-	-	-	-	-	-	25	25
	施設保一設体	保育園ドルチェ						40	1	0	21	13	8	5	8	5	5	4	3	2	46	29
		キッズスクウェア丸の内東京ビル						26	3	0	9	3	7	1	3	0	0	0	0	0	22	4
		マミーズエンジェル神田駅前保育園						34	6	6	8	7	6	6	8	7	5	5	8	8	41	39
		小学館アカデミー神保町保育園						40	6	6	6	6	5	3	8	8	5	5	6	6	36	34
		ピノキオ幼児舎番町園						25	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	2	2	26	26
		キッズスクウェア永田町						34	5	1	6	2	8	4	6	1	5	2	7	2	37	12
		キッズスクウェア丸の内永楽ビル						30	6	1	7	2	7	1	4	2	2	0	2	2	28	8
		保育室「愛の園」						33	5	0	15	7	11	5	3	3	-	-	-	-	34	15
		ココファン・ナーサリ-神田万世橋						35	6	4	12	11	9	8	3	3	0	0	2	2	32	28
		ココファン・ナーサリ-霞が関						21	3	1	9	4	5	1	-	-	-	-	-	-	17	6
施設保一設体	グローバルキッズ神田駅前保育園(旧今川中学校)						40	1	1	9	9	9	9	8	8	6	6	3	3	36	36	
保区補助対象	ひまわり育児室						26	4	1	5	5	3	3	5	5	3	3	1	1	21	18	
	ハイブリッド맘ブリス쿨ナーサリ-千代田富士見						40	3	3	6	6	9	9	6	6	6	6	10	10	40	40	
計							524	69	44	165	127	130	98	67	53	42	36	44	38	517	396	

平成30年度 保育園・こども園（長時間）の待機児童数・留保等推移

(単位:人)

	4月						5月					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
待機児童数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち麴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち神田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定圏留保	130	30	80	5	6	2	133	33	78	6	7	2
うち麴町	49	9	34	2	3	1	51	9	35	2	4	1
うち神田	81	21	46	3	3	1	82	24	43	4	3	1
留保	74	8	38	6	20	1	82	13	37	11	19	1
転所留保	52	0	17	14	16	3	58	1	24	14	16	2
合計	256	38	135	25	42	10	273	47	139	31	42	10
辞退・申請取下	13	6	1	3	3	0	9	4	4	0	1	0

平成30年度 保育園・こども園（長時間）の待機児童数・留保等推移（グラフ）



認可保育所設置運営事業者の選定結果について

賃貸物件を活用し、認可保育所として運営する保育事業者を公募によるプロポーザル方式で募集、選定しました。

- 1 件名
認可保育所設置運営事業者募集（麴町地域）
- 2 採否の決定した日
平成30年4月27日
- 3 選定委員の構成
 - ・委員長 学識経験者（保育）
 - ・委員 子ども部長、子育て推進課長、学識経験者（保育）、学識経験者（財務）
- 4 プロポーザル参加者数
2法人
- 5 選定事業者及び提案内容
社会福祉法人ちとせ交友会（港区赤坂四丁目7番15号）
理事長 山口 哲史

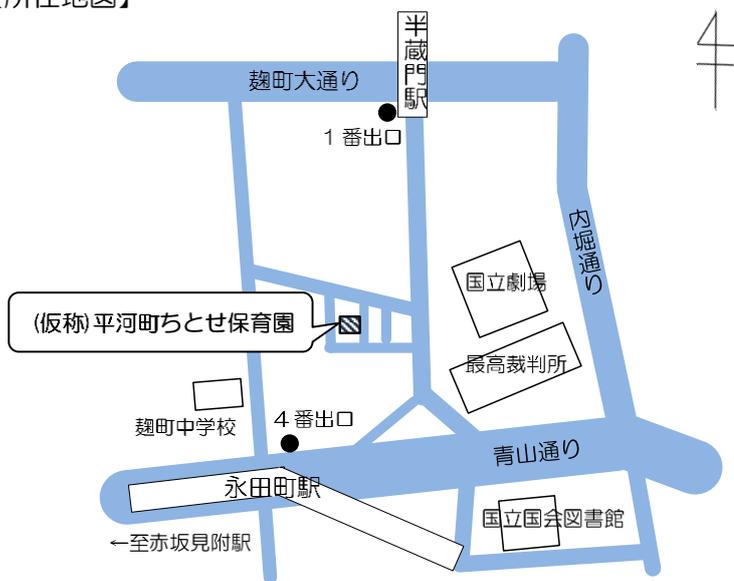
【提案内容】

開設予定地	千代田区平河町二丁目25番地3（地番）
定員（予定）	75名
開設時期	平成31年4月1日

- 6 選定結果一覧表（※採点基準点の6割以上の得点のある保育事業者から選定）

評価項目	配点(200点 ×4名)	A社	B社
①事業者の概要・沿革	60	44	44
②資金・収支 計画書	60	36	36
③財務状況分析表	80	48	40
④提案書	360	222	259
⑤施設の概要	80	42	56
⑥保護者・地域の子育て家庭への育児支援	40	24	24
⑦プレゼンテーション	120	66	86
合計	800	482	545
重点地域による1.2倍後の点数	960	578	654

【所在地図】



4

教育委員会資料
平成30年5月8日
児童・家庭支援センター

平成30年度 学童クラブ学年別在籍状況（平成30年5月1日現在）

（単位：人）

	西神田	神田	四番町	一番町	区営合計	いずみ学 童クラブ 1	いずみ学 童クラブ 2(拡充)	アフタースクール さくら	アフタースクール さくら2	アフタースクール こうじ町	アフタースクール 番町	アフタースクール 番町2	アフタースクール お茶の水	九段小学校 アフタースクール	富士見 わんぱく1	富士見 わんぱく2	二番町こ どもクラ ブ	ホビーズアフ タースクール 一番町	グローバルキッズ 飯田橋学童ク ラブ	麹町こどもク ラブ	民営合計	学年合計
1年生	17	21	13	1	52	16	13	39	0	19	8	10	7	22	26	14	15	9	18	4	220	272
2年生	13	17	13	5	48	11	11	9	23	26	12	11	13	18	17	9	14	12	14	0	200	248
3年生	10	16	12	9	47	9	16	0	31	14	8	6	8	13	12	7	17	17	20	3	181	228
1～3年生合計	40	54	38	15	147	36	40	48	54	59	28	27	28	53	55	30	46	38	52	7	601	748
4年生	11	6	3	21	41	0	14	15	0	0	13	12	5	3	15	8	7	10	7	4	113	154
5年生	8	6	1	14	29	0	3	14	0	1	5	4	1	2	0	2	15	1	4	3	55	84
6年生	3	2	1	5	11	0	4	5	0	0	0	3	1	2	0	0	3	1	0	3	22	33
4～6年生合計	22	14	5	40	81	0	21	34	0	1	18	19	7	7	15	10	25	12	11	10	190	271
在籍人数合計	62	68	43	55	228	36	61	82	54	60	46	46	35	60	70	40	71	50	63	17	791	1,019
定員 (H30.4.1時点)	50	50	47	42	189	34	54	70	55	65	38	38	30	60	70	40	76	52	60	43	785	974
平成29年5月1日 現在在籍人数	55	64	50	69	238	34	61	70	48	65	46	46	36	38	70	37	84	50	52	0	737	975
【備考】	私立3	私立1	私立2	私立6	私立12	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立0	私立3	私立5	私立18	私立9	私立13	私立3	私立48	私立60

平成31年度使用 教科用図書採択について

別添「平成31年度使用 千代田区立九段中等教育学校（後期課程）、特別支援学級（小・中）並びに小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書の採択事務日程」のとおり、平成31年度使用 教科用図書採択事務を行う。

【資料1】 千代田区立小・中学校・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱

【資料 1-2】 千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱
に関する細目

【資料2】 千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

【資料3】 千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

【資料4】 平成31年度使用教科書の採択事務処理について（通知）
（平成30年3月30日付 29初教科第47号の写し）

【資料5】 教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）
（平成30年3月30日付 29文科初第1807号の写し）

【資料6】 教科書の採択方針について（答申）

【資料7】 発行者一覧

【資料8】 平成31年度使用 中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書
採択に係る各会議議事内容

【資料9】 教科書展示会の実施について

平成31年度使用 千代田区立中・特別支援学級（小・中）・中等教育学校後期課程用教科用図書の採択事務日程

資 料
 教 育 委 員 会 資 料
 平 成 3 0 年 5 月 8 日

月	教育委員会事務局	中学校 「特別の教科 道徳」	小・中・中等教育 学校(前期課程)	九段中等教育学校 (後期課程)	特別支援学級 (小・中)	展示会
4 ・ 5 月	5/8 (火) 教育委員会【報告】 ・平成31年度使用 教科用図書の採択事務日程等 ・九段中等教育学校長へ調査研究及び 選定依頼 ・特別支援学級設置校長に、調査研究 及び申請依頼 ・各中学校に見本本配布予定 5/14～5/31 5/24 (木) 第1回選定委員会	4/5 (木) 中学校長会長 (依頼) ・選定委員・調査委員推薦、各校研究会 の実施、見本本回覧 (中) ・(中学校長会) 選定委員推薦 5/24(木)第1回選定委員会(役所 15:30) 【研究会 (各校)】 5/18 (金)～5/31 (木) 見本本回覧・調査研究 6/4 (月) までに各校より調査委員長へ 報告				
6 月	6/13 (火) 教育委員会定例会 (報告) 【平成31年度使用教科用図書の採択について】	【調査委員会】 第1回 6/6 (水) 委員長校にて開催。都合がつかない際 は、6/15 (金) までの期間で調整実施 6/18(月)第2回選定委員会(役所 15:30)		・選定委員会設置 ・要綱及び委員名簿を 区教委へ提出 ・調査研究 ・選定	・調査研究 ・選定	6/4 (月) 会場設営 6/5 (火) 展示会開始 (於：千代田 図書館)
7 月	7/19 (木) 部課長会 7/24 (火) 教育委員会定例会 【教科用図書選定委員会答申】【報告】	7/24 (火) 教委に選定結果答申【報告】		7/10 (火) ・選定理由及び結果報 告 (→事務局)	7/10 (火) ・申請理由及び結果 報告 (→事務局)	6/29 (金)
8 月	7/31 (火) 臨時教育委員会【協議】 8/21 (火) 教育委員会【議決】 【九段中等教育学校 (後期課程) 教科 用図書の採択】 【特別支援学級 (小・中) 教科用図書 の採択】 【小・中・中等教育学校 (前期課程) 教科用図書の採択】(中・道徳含む) 8/24 (金) 採択結果報告 (→東京都)		※「中学校 特別の教 科道徳」以外は現在使 用している教科用図 書を採択			

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱

17千教教指発第79号
平成17年5月11日教育長決裁
平成19年4月2日教育長決裁
平成20年4月1日教育長決裁
平成21年4月1日教育長決裁
平成22年4月1日教育長決裁
平成26年4月1日教育長決裁
平成27年4月1日教育長決裁
平成29年4月1日教育長決裁
平成30年4月1日教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)で使用する教科用図書について、千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、公正かつ円滑な採択を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

(採択の基本方針)

第2条 調査研究が、十分行われるように配慮し、その調査研究の結果を生かして採択する。

(採択の時期)

第3条 教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第13条の定めるところにより、当該教科用図書を使用する年度の前年度の8月31日までに行う。

(教科用図書選定委員会)

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料を得るために教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設ける。なお、検定年度に新たな図書の申請がなかった教科は、前回の検定合格図書から採択を行うことができる。その際は4年間の使用実績を踏まえ、前回の採択における調査研究内容を活用し、教育委員会による簡易採択も行えるものとする。この場合、基本的に選定委員会は設けない。

- 2 選定委員会は、教育委員会の任命する次の委員をもって構成する。
学識経験者2名、千代田区立小・中・中等教育学校長又は副校長、主幹教諭から選定教科数に応じて必要数(2～10名程度)と、保護者代表2名
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、選定委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 選定委員会は、教育委員会が招集する。
- 9 選定委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 選定委員会は教科用図書調査委員会の報告を受け、調査研究及び審議を行い教育委員会に答申する。

(教科用図書調査委員会)

第5条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために、教科毎に教科用図書調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設ける。

- 2 調査委員会は、教科毎に、小・中・中等教育学校長から推薦された7（2）名ずつの委員及び選定委員会委員1名をもって構成する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から8月31日までとする。
- 4 調査委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名おく。
- 5 委員長は、選定委員会委員があたり、副委員長は委員が互選する。
- 6 委員長は、調査委員会を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 8 調査委員会は、選定委員会が招集する。
- 9 調査委員会は、委員の過半数の出席を必要とし、議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
- 10 調査委員会は、教科毎に調査研究を行い、その結果を選定委員会に報告する。

（教科用図書研究会）

- 第6条 選定委員会は、選定に必要な資料を得るために学校毎に教科用図書研究会（以下「研究会」という。）を設ける。
- 2 研究会は、当該学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭をもって構成する。
 - 3 研究会は、校長が総理し、副校長が補佐する。
 - 4 研究会は、教科毎に研究を行い、その結果を調査委員会に報告する。

（特別支援学級で使用する教科用図書の採択）

- 第7条 区立学校に設置されている特別支援学級で使用する教科用図書については、区立学校の通常の学級で使用する教科用図書を使用する。
- 2 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請による。

（審議の公正確保）

- 第8条 採択を公正かつ適正に行うために、選定委員会、調査委員会、研究会は非公開とし、委員は、調査研究上知り得た事項を他に漏らしてはならない。なお、選定委員会議事録については、採択終了後公開するものとする。

（確認書の提出）

- 第9条 選定委員会委員及び調査委員会委員は、教科用図書選定に関して直接利害関係のない旨の確認書を教育委員会に提出しなければならない。

（所管）

- 第10条 選定委員会に関する庶務は、千代田区教育委員会事務局 子ども部 指導課の所管とする。

（委任）

- 第11条 この要綱の施行に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

付則（17千教教指発第79号）

- 1 この要綱は平成19年5月12日から施行する。

付則（19千教指発第337号）

- 1 この要綱は平成19年4月1日から施行する。

付則（20千こ育指発第247号）

- 1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

付則（21千こ育指発第184号）

- 1 この要綱は平成21年4月1日から施行する。

付則（２２千子指導発第２０８号）

１ この要綱は平成２２年４月１日から施行する。

付則（２６千子指導発第２６８号）

１ この要綱は平成２６年４月１日から施行する。

付則（２７千子指導発第１７２号）

１ この要綱は平成２７年４月１日から施行する。

付則（２９千子指導発第２２８号）

１ この要綱は平成２９年４月１日から施行する。

付則（３０千子指導発第６１号）

１ この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目

29 千子指導発第 229 号
平成29年5月12日指導課長決裁

1 この細目は、千代田区立小・中学校・中等教育学校(前期課程)教科用図書採択事務取扱要綱第 11 条に基づき、教科用図書の調査研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教科用図書選定委員会

(1) 委員の資格要件

- ① 保護者代表については、麹町地区、神田地区 P T A 会長から各 1 名とする。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去 3 年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (2) 選定委員会は、教科用図書調査委員会から報告された調査研究資料を、5 に定める調査研究の観点に照らし検討し、調査内容に意見を付した答申書を作成し、教育委員会に答申する。なお、教育委員会にはすべての調査資料を提出する。
- (3) 選定委員長は選定委員会を総理するため、教科用図書調査委員会には所属しないことができる。

3 教科用図書調査委員会

(1) 調査委員会は、①小学校、②中学校・中等教育学校(前期課程)のそれぞれについて、次のとおりとする。

① 小学校

国語・書写、社会・地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育(保健)、道徳、英語

② 中学校・中等教育学校(前期課程)

国語・書写、社会(地理的分野・歴史的分野・公民的分野)・地図、数学、理科、音楽(一般・器楽合奏)、美術、保健体育、技術・家庭(技術分野・家庭分野)、英語、道徳

(2) 委員の資格要件

- ① 教育研究の実績があること。
 - ② 教科用図書の採択に利害関係がないこと（過去 3 年間、教科用図書及び同指導書の著作・編集に関与しないこと等）。
- (3) 調査委員会は、4 に定める教科用図書研究会から提出された調査書(様式 1)を参考に、5 に定める調査研究の観点に従い研究整理し、調査一覧表(様式 2)を作成し、選定委員会に報告する。なお、報告の際、調査書(様式 1)及び調査一覧表(様式 2)を提出する。

4 教科用図書研究会

- (1) 各学校においては、教科用図書研究会を設置する。
- (2) 研究会は、5 に定める調査研究の観点に従い、すべての教科用図書について調査書(様式 1)を作成し、各調査委員会に報告する。

5 調査研究の観点

調査研究は学習指導要領を基準に、次の観点を基本とし調査する。

- (1) 内容の選択
教材の適切さ、資料のわかりやすさ、内容のおさえ方及び現代的課題への配慮など
- (2) 構成・分量
系統性、関連性、発達段階、精粗の程度及び分量など
- (3) 表記・表現
文字、語句、語法、記号、式、図形などの関連性及び明確さなど
- (4) 使用上の便宜
資料や素材のわかりやすさ、的確さ、大きさ及び紙質など
- (5) 発展・補充教材の扱い
発展・補充教材の内容、分量など
- (6) その他

6 報告様式の取扱い

- (1) 報告様式1：各校長 → 各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (2) 報告様式2：各調査委員長 → 選定委員長 → 教育委員会
- (3) 報告様式3：選定委員長 → 教育委員会

7 その他

- (1) 教科用図書選定委員会、教科用図書調査委員会、教科用図書研究会のいずれについても、会議の過程は非公開とする。なお、採択終了後、調査報告等については公開するものとする。
- (2) 本細目に定める様式は別紙のとおりとする。
- (3) 教科書展示会については、教科書の発行に関する臨時措置法第5条の規定に基づき、東京都教育委員会の依頼をもって実施する。実施に際しては次の点に留意する。
 - 採択関係者による調査研究は、展示会の他、採択地区に送付される教科用図書見本を活用する。
 - 採択に「保護者等の意見」を取り入れるなど、「開かれた採択」を推進するという教科用図書採択事務の改善に鑑み、アンケートを実施し、採択において参考資料とする。

平成 22 年 6 月 11 日
千代田区教育委員会

千代田区立九段中等教育学校後期課程用教科書採択にかかわる基本方針

1 教科書採択に当たっての留意事項について

次の事項に留意し、総合的に判断し、教科書の採択を行う。

- (1) 採択は、採択権者である千代田区教育委員会が自らの権限と責任において、適正かつ公正に行う。
- (2) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書（以下「附則第 9 条図書」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。
- (3) 区立九段中等教育学校の生徒の実情等を十分配慮する。

2 教科書の採択について

(1) 教科書調査研究資料の活用

教科書の採択に当たっては、東京都教育委員会作成の「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、次の項目について、区立九段中等教育学校で使用することが適当であるかについて検討する。

- ア 内容
- イ 構成・分量
- ウ 表記・表現及び使用上の便宜
- エ 発展・補充・その他

(2) 教科書の採択

教科書、教科書調査研究資料、上記検討結果及び学校の選定結果等を総合的に判断し、区立九段中等教育学校後期課程で使用することが適当と認めた教科書を採択する。

3 教科書の選定について

区立九段中等教育学校は、次の事項に留意し、教科書の選定を行うこと。

なお、その権限と責任は校長にある。

- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、学校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とすること。
- (2) 校長は、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「高等学校用教科書調査研究資料」を活用し、教科書の調査研究を行うこと。
- (3) 校長は、教科書の調査研究結果及び生徒の実態等を踏まえて、「高等学校用教科書目録（次年度使用）」のうちから、最も適切な教科書を選定すること。
- (4) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告すること。

千代田区立学校特別支援学級用教科用図書採択にかかわる基本方針

1 採択の方法

千代田区立学校に設置されている特別支援学級において使用する教科用図書は、「千代田区立小・中・中等教育学校（前期課程）教科用図書採択事務取扱要綱」第7条に基づき、区立学校の通常の学級において使用する教科用図書を使用するものとし、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を採択するにあたっては、特別支援学級設置校長からの申請によるものとする。

2 採択の期間

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達状況が多様であることから、領域・教科を合わせた指導を教育課程に取り入れるなどして、児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じた指導を行っている。このため、単年度ごとに児童・生徒の発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるように採択期間は1年間とする。

3 採択の原則

特別支援学級においては、検定教科書または文部科学省著作教科書を使用することが原則であるが、児童・生徒の障害の種類や程度、能力・特性から判断し、教科により当該学年の検定教科書や文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合、これに替わる適切な一般図書を使用することができる。（学校教育法附則第9条）

- (1) 検定済教科書の当該学年用を使用する。
- (2) 教科により当該学年の使用が適当でない場合は、検定済教科書の下学年用を使用する（中学校で小学校用検定済教科書を使用することも可能）。
- (3) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）を使用する。
- (4) 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）の下学年用を使用する。
- (5) 学校教育法附則第9条図書（※）を使用する。
- (6) 学校教育法附則第9条図書以外を使用する。ただし、調査研究資料を参考に十分な調査を行い、実態に即した適切な図書であること。

※ 東京都教科用図書選定審議会の答申に基づいて、東京都教育委員会が調査し、特別支援教育教科書として用いる観点から選定された図書（特別支援教育教科書調査研究資料に掲載される一般図書）

4 一般図書を採択する場合の留意事項

- (1) 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。
- (2) 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でない。
- (3) 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の中の系統性にも配慮すること。
- (4) 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択すること。
- (5) 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

5 教科用図書の選定及び採択について

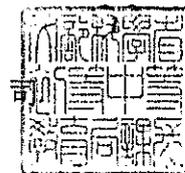
- (1) 教科書の専門的な調査研究及び適正な選定を行うため、特別支援学級設置校に「教科書選定委員会」を設置し、その委員長は校長とする。
- (2) 校長は、その権限と責任において、学習指導要領の各教科の目標及び児童・生徒の実情等を踏まえ、東京都教育委員会が作成する「特別支援教育用教科書調査研究資料（一般図書）」等を活用し、教科書の調査研究を行い、最も適切な教科書を選定する。
- (3) 校長は、教科書の選定後速やかに、別に定める様式に具体的な選定理由等を明記し、千代田区教育委員会指導課長に報告する。
- (4) 教育委員会は、提出された報告書を精査し、在籍する児童・生徒の実情等に十分配慮し、自らの権限と責任において、適正かつ校正に採択を行う。



29 初教科第 47 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
梶山 正



(印影印刷)

平成 31 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 文科初第 1807 号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこと。

なお、「平成 31 年度使用小学校用教科書の採択について」（平成 29 年 10 月 13 日事務連絡）により周知したとおり、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。

このため、採択において参考とできるよう、平成 25 年度検定合格図書に関する教科書編集趣意書を文部科学省ホームページに掲載しているほか、平成 26 年度教科書見本の時点から変更のあった箇所についてまとめたものを、一般社団法人教科書協会より各都道府県教育委員会に対して 4 月中に送付することを予定していること。

例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に採択が行われることが必要となるが、その際、4 年間の使用実績を踏まえつつ、平成 26 年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

(2) 中学校用教科書の採択について

平成 30 年度においては、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行うこと。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 79 条において準用する第 50 条第 2 項の規定により、「特別の教科 道徳」に代えて宗教を教育課程に編成する私立の中学校については、「特別の教科 道徳」の教科書の採択を行う必要はないこと。

なお、特別支援学校の中学部における視覚障害者用に、文部科学省著作教科書として新たに制作予定である「特別の教科 道徳」の点字教科書についても採択することが可能であること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号。以下「平成 21 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成 31 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成 11 年文部省告示第 58 号。以下「平成 11 年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第 2 部に登載されている教科書のうちから採択すること。

(4) 学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用

図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

- ② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度，能力・特性に最もふさわしい内容（文字，表現，挿絵，取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており，教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書，図鑑類，問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や，採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については，前年度の実績を考慮するなどし，高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「平成 31 年度用一般図書一覧」（平成 30 年 3 月 5 日付け事務連絡参照）を参考にしつつ，それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて，全分冊の一括供給が困難である場合においては，年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され，以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

なお，分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書，点字教科書については，教科書と同様に分冊本を採択できるが，その供給については，教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には，採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類，発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で，平成 30 年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお，平成 31 年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後，改めて文部科学省から当該発行者に対し，供給が可能かどうか確認をすることになるため，その結果，絶版や在庫不足等の理由により，発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

（5）ユニバーサルデザインに関する配慮について

各教科書発行者においては，教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところであり，教科書の採択に係る調査研究に当たっては，障害その他の特性の有無にかかわらず，児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても留意することが望ましいこと。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」（平成30年3月30日付け29文科初第1808号文部科学省初等中等教育局長通知）において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日（教科書センターについては5月末日）までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 平成30年度においては、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づいて教科書展示会を14日間（法定展示期間）開催すること（「平成30年度における教科書展示会について」（平成30年3月6日付け29初教科第42号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知）参照）。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。
また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。
- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた

施設であること。

- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
- ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類
- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 小学校・中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて

小学校については平成 32 年度から、中学校については平成 33 年度から、高等学校については平成 34 年度から、新しい学習指導要領が実施される予定となっており、平成 31 年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについての別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

学校種別等区分		年度（西暦）										
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎			◎	◎			
		採択				△			△	△		
		使用開始	○							○	◎	
	主として 中学年用	検定				◎			◎	◎		
		採択	△				△			△	△	
		使用開始		○				○			○	
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	
		採択		△				△			△	
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

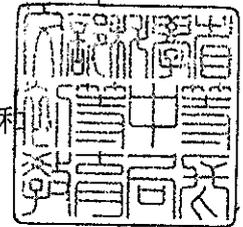
※ 網掛け部分については見込みである。



29文科初第1807号
平成30年3月30日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
高橋道



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

しかしながら、近年、採択関係者に対し、従前より遵守を求めていた宣伝活動等に関するルールを逸脱する行為が、多くの教科書発行者において継続的に行われていたことが明らかとなりました。

その結果、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせ、教科書に対する信頼を大きく揺るがす事態に至ったところです。

これらの一連の問題の反省に立った上で、教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。

このため、平成29年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いたくとともに、これらの関係者と密に連携の上、平成30年度を含めて今後の教科書採択にいかなる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号。以下「無償措置法」という。）第 11 条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和 39 年政令第 14 号。以下「無償措置法施行令」という。）第 9 条第 2 項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」（平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知）の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体の審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者（公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。）において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成 29 年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち従来より公開の対象としている教科書の編著者及び編集協力者の「氏名」、「職業・勤務先」、「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報に

については、教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり、それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか、教科書発行者が負担した交通費・宿泊費、飲食費その他の費用についても、本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には、必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(2) 教科書見本の取扱いについて

(採択期間における教科書見本の取扱い)

- 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知しており、それを超える教科書見本の送付、又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（平成30年度における教科書見本の取扱いの詳細については、別添「教科書採択の公正確保について」（平成30年3月30日付け29文科初第1808号初等中等教育局長通知）を参照のこと。）。

近年、多くの教科書発行者が、従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから、引き続き、採択関係者から教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないようくれぐれも留意すること。

- 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成28年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等、一定の場合には、採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため、これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに、当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について、採択権者の判断により、具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが、その場合には、事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講ずること。

- このほか、採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。

- 平成 28 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
- 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
- 教科書見本と併せて又は個別に、内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えないが、その際には、資料の名称を問わず、教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

(採択期間終了後における教科書見本の取扱い)

- 義務教育諸学校用教科書(平成 30 年度に新たに採択したものに限る。)について、各学校における翌年度の授業研究や教材研究等のために、採択期間(本通知の発出の日から、都道府県教育委員会から文部科学省への教科書需要数の報告期限である 9 月 16 日までの期間をいう。以下同じ。)終了後に、教育委員会がその所管する学校の希望を取りまとめた上で、採択した教科書見本の献本について、教科書発行者に任意の協力を求めることは差し支えないこと。ただし、その部数については、当該教育委員会が所管する学校数を上限とすること。
また、採択期間において、明示的であると否とを問わず、教科書発行者に対して採択期間終了後に教科書見本を献本するよう求める行為又は教科書見本の献本と教科書採択を関連付ける行為(それとの疑念を生じさせる行為を含む。)は厳に慎むこと。
- 高等学校用教科書については、各高等学校等に教科書見本が送付されていることから、原則として送付は認められていないが、通信制課程を置く高等学校等の協力校等における翌年度の授業研究や教材研究等の用に供するために、当該高等学校等において使用する教科書の採択権者から個別に教科書見本の献本を求めることは差し支えないこと。ただし、献本を求める部数については、当該採択権者が教科書採択の権限を有する通信制課程を置く高等学校等の数を上限とすること。

(3) 過当な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、過当な宣伝活動等を慎

むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、平成30年度においては、平成31年度から新たに使用が開始される中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関し、教科書協会が教育委員会等を対象として、採択を行う上で参考となるようなDVDを制作・配布することとしているため、必要に応じて適宜活用すること。

このほか、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の

宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容について厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。
- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、平成29年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
 - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和25年法律第261

号) 第 32 条 (法令等及び上司の職務上の命令に従う義務), 第 33 条 (信用失墜行為の禁止) 又は第 38 条 (営利企業への従事等の制限) の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして, 教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には, 速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を, 全ての教師等に対して指導すること。
また, 報告を受けた教育委員会・学校等にあつては, その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には, 都道府県教育委員会を通じて, 文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。
- 文部科学省においては, 都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて, 教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には, 教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており, 各教育委員会等においても, 域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について, 教科書採択に携わる関係者において共有するとともに, 当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては, 国公立を問わず, 教師等の投票によって決定されるようなことはもとより, 十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり, 事実上, 一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど, 採択権者の責任が不明確になることがないように, 採択手続の適正化に努めること。
- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており, 教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが, 教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果 (別添資料参照) を見ると, 必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言いがたい。
このため, 教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し, その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり, 教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん, 教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。
- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり, 採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが, これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり, 単に各学校の意向に任せて採択を行う

ようなことがないように、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。
- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。
調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第 14 条第 1 項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされていること。

- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。
また、平成33年度から新しい中学校学習指導要領が実施される予定であるが、その場合には、平成30年度に新たに採択されることとなる中学校「特別の教科 道徳」の教科書に関しては、無償措置法施行令第15条第2項及び第3項の規定に基づいて、平成31年度及び平成32年度の2年間同一の教科書を採択しなければならないこととなること。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。
教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立学校、公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。
また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。
なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。
- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

3. 平成 30 年度の教科書採択における留意事項について

平成 30 年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校用教科書について

- 平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する小学校用教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

- 平成 30 年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 29 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

① 小学部

- 平成 30 年度においては、「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行うこととなるが、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

② 中学部

- 平成 30 年度においては、中学校「特別の教科 道徳」の教科書について新たに採択を行うこととなるが、それ以外の教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定により、教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に平成 29 年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第 6 条の規定による採択について

- 上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第 6 条各号に掲げる場合には、平成 29 年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

平成 30 年度においては、学校教育法附則第 9 条の規定により教科書以

外の教科用図書を使用する場合を除き，追って送付する高等学校用教科書目録（平成 31 年度使用）に登載されている教科書のうちから平成 31 年度に使用する教科書を採択しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書について

特別支援学校，特別支援学級及び高等学校等においては，学校教育法附則第 9 条の規定により，教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

平成 30 年度においては，小学校用教科書，中学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため，申請受理種目及び期間を確認の上，教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

※ 採択権者等における翌年度の採択事務の準備等の便宜のために，義務教育諸学校用教科書の検定申請の有無について，受理期間終了後に情報提供する予定であるため，予め承知願いたい。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03（5253）4111 内線 2576

平成29年度教科書採択関係状況調査(公立小学校用)調査結果

(平成30年3月)

調査結果：平成29年9月29日から平成29年10月31日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：平成29年度に市町村教育委員会(特別区、共同設置、広域連合を含む。)が行った、平成30年度から公立小学校で使用する教科書の採択について

※公立小学校には、義務教育諸学校の前期課程を含む

※全国1743市町村から回答

※表中の「全都道府県教育委員会に占める割合」及び「全市町村教育委員会に占める割合」については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合がある

1	採択地区の構成について(平成29年8月31日時点)	1
1-1	採択地区数	(1)
1-2	採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について	(1)
2	共同採択地区における採択手続等について	2
3	採択事務のスケジュール・手続について	3
3-1	選定資料の送付時期、調査研究の終了時期について	(3)
3-2	採択の決定時期等について	(4)
3-3	採択権限の行使方法について	(5)
4	採択にあたっての調査研究について	6
4-1	都道府県教育委員会における選定資料の記述・内容について	(6)
4-2	都道府県教育委員会が示している採択基準について	(6)
4-3	採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて	(7)
4-4	採択関係組織の構成について	(8)
5	採択に係る資料の公表等について	9
5-1	都道府県教育委員会における公表について	(9)
5-2	市町村教育委員会における公表について	(9)
6	教科書見本について	10
6-1	教育長及び教育委員への教科書見本の提供について	(10)
7	教科書展示会について	11
7-1	教科書展示会実施状況について	(11)
7-2	教科書展示会の周知方法について	(14)
7-3	教科書展示会の改善について	(14)
8	図書館等への教科書の整備について	15
8-1	都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について	(15)
8-2	市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について	(15)

1 採択地区の構成について(平成29年8月31日)

1-1 採択地区数

1-1-1 構成市町村数別の採択地区数(指定都市の採択地区を除く)

	1市町村	2市町村	3市町村	4市町村	5市町村	6市町村	7市町村	8市町村	9市町村	10市町村以上	合計
採択地区数	247	82	64	52	34	26	13	11	10	24	563
採択地区数に占める割合	43.9%	14.6%	11.4%	9.2%	6.0%	4.6%	2.3%	2.0%	1.8%	4.3%	100.0%

○1地区平均: 2.7 市町村
 [参考]平成26年度の採択地区数:558地区

1-1-2 指定都市(全20市)の採択地区数:20地区

1-2 採択地区を設定する際の市町村教育委員会の意向の把握について

	H29		H26	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
① 定期的(採択期間の開始時期等)に意向を確認している	15	31.9%	24	51.1%
② 定期的に確認は行わないが、市町村教育委員会等からの要望を適宜受け付けている	32	68.1%	23	48.9%
③ その他	0	0.0%	0	0.0%

2 共同採択における採択手続等について

○ 採択地区協議会における委員の守秘義務

	採択地区数	全採択地区に占める割合
① 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれており、その者に守秘義務を課している	242	76.6%
② 公務員以外の者が採択地区協議会の委員に含まれているが、その者に守秘義務を課していない	0	0.0%
③ 公務員以外の者は採択地区協議会の委員に含まれていない	74	23.4%

3 採択事務のスケジュール・手続について

3-1 選定資料の送付時期、調査研究の終了時期について

3-1-1 市町村教育委員会等への選定資料の送付時期

	H29		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 5月31日以前	4	8.5%	3	6.4%
② 6月1日～6月15日	26	55.3%	22	46.8%
③ 6月16日～6月30日	15	31.9%	19	40.4%
④ 7月1日以降	2	4.3%	3	6.4%

3-1-2 市町村立小学校で使用する教科書の調査研究終了時期

	H29		H26	
	採択地区数	全採択地区に 占める割合	採択地区数	全採択地区に 占める割合
① 5月31日以前	0	0.0%	1	0.2%
② 6月1日～6月15日	7	1.2%	8	1.4%
③ 6月16日～6月30日	99	17.0%	91	15.7%
④ 7月1日～7月15日	229	39.3%	246	42.3%
⑤ 7月16日～7月31日	198	34.0%	189	32.5%
⑥ 8月1日～8月15日	44	7.5%	39	6.7%
⑦ 8月16日以降	6	1.0%	7	1.2%

3-2 採択の決定時期等について

3-2-1 市町村立小学校で使用する教科書の採択決定時期

	H29		H26	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 7月31日以前	975	55.9%	967	55.6%
② 8月1日～8月15日	350	20.1%	425	24.4%
③ 8月16日以降	418	24.0%	348	20.0%

3-2-2 市町村教育委員会による需要数報告の期限

	H29		H26	
	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合
① 7月31日以前	2	4.3%	4	8.7%
② 8月1日～8月15日	12	26.1%	12	26.1%
③ 8月16日～8月31日	22	47.8%	19	41.3%
④ 9月1日以降	10	21.7%	11	23.9%

※市町村教育委員会による需要数報告の期限を設けている都道府県教育委員会のみ集計対象

3-3 採択権限の行使方法について

3-3-1 市町村教育委員会における採択権限の行使方法

	単独採択を行う 市町村教育委員会		共同採択を行う 市町村教育委員会	
	市町村 教育委員会数	単独採択を行う 市町村教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	共同採択を行う 市町村教育委員会に 占める割合
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している	267	100.0%	1,441	97.6%
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している	0	0.0%	17	1.2%
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している	0	0.0%	2	0.1%
④ 教育長の専決により教科書を採択している	0	0.0%	16	1.1%
⑤ その他	0	0.0%	0	0.0%

4 採択にあたっての調査研究について

4-1 都道府県教育委員会における選定資料の記述・内容について(複数回答可)

	H29		H26	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
① 総合評価を付し、各教科書に対する評価が明確に分かるようにしている	4	8.5%	6	12.8%
② 各教科書の記述・特色について、都道府県の教育目標等との関わりが分かるようにしている	21	44.7%	21	44.7%
③ 各教科書の記述・特色について、客観的な違いが分かるようにしている	46	97.9%	38	80.9%
④ 教育基本法や学習指導要領との関わりが分かるようにしている	39	83.0%	44	93.6%
⑤ その他の事項が分かるようにしている	5	10.6%	10	21.3%

※平成29年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

4-2 都道府県教育委員会が示している採択基準について(複数回答可)

	H29		H26	
	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合	都道府県教育委員会数	全都道府県教育委員会に占める割合
① 教育基本法や学習指導要領との関わりについて示している	39	83.0%	40	85.1%
② 都道府県の教育目標等との関わりについて示している	19	40.4%	21	44.7%
③ 各地区の児童・生徒の実態を考慮するよう示している	37	78.7%	35	74.5%
④ 採択にかかる事務処理について示している	29	61.7%	27	57.4%
⑤ その他の事項について示している	9	19.1%	9	19.1%

※平成29年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

4-3 採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて

	採択地区数	全採択地区に占める割合
① 総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	398	68.3%
② 総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	52	8.9%
③ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	102	17.5%
④ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている	30	5.1%
⑤ 資料を作成していない(調査員組織がない場合を含む)	1	0.2%

(参考) 採択地区における調査員が教科書について作成する資料とその扱いについて(H26年度調査回答)

	市町村教育委員会数	全市町村教育委員会に占める割合
① 総合的・観点別の評定を付さず、特徴や留意点のみを記述した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	1,162	66.8%
② 総合的な評定を付さず、観点別の評定を付した資料を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	124	7.1%
③ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、全ての教科書の中から採択・選定することとしている	193	11.1%
④ 総合的な評定を付した資料(観点別の評定を併せて付したものを含む)を作成し、首位の教科書を採択・選定、または上位の教科書の中から採択・選定することとしている	180	10.3%
⑤ その他の資料を作成し、採択・選定に活用している	20	1.1%
⑥ 資料を作成していない(調査員組織がない場合を含む)	61	3.5%

4-4 採択関係組織の構成について

○ 都道府県の教科用図書選定審議会について

		総人数	内訳							
			保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	新教育長	旧教育長	教育委員 (旧教育長を除く)	教育委員会事務局 職員 (旧教育長を除く)	その他
① 都道府県の教科用図書選定審議会の委員	(人)	887	94	190	142	66	19	49	171	156
	(%)		10.6%	21.4%	16.0%	7.4%	2.1%	5.5%	19.3%	17.6%
H26	(人)	882	92	204	136		86	42	168	154
	(%)		10.4%	23.1%	15.4%		9.8%	4.8%	19.0%	17.5%
② 都道府県の教科用図書選定審議会の調査員	(人)	674	1	52	495	0	0	0	125	1
	(%)		0.1%	7.7%	73.4%	0.0%	0.0%	0.0%	18.5%	0.1%
H26	(人)	2,750	0	77	2,179		0	0	489	5
	(%)		0.0%	2.8%	79.2%		0.0%	0.0%	17.8%	0.2%

○ 採択地区の採択地区協議会、選定委員会、調査員について

		①～③の組織を設置している地区数	①～③の組織を設置している地区のうち下記の者を構成員としている地区数							
			保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	新教育長	旧教育長	教育委員 (旧教育長を除く)	教育委員会事務局 職員 (旧教育長を除く)	その他
① 採択地区の採択地区協議会	(地区)	316	210	108	52	298	152	191	91	41
	(%)		66.5%	34.2%	16.5%	94.3%	48.1%	60.4%	28.8%	13.0%
H26	(地区)	317	209	106	57		302	200	92	52
	(%)		65.9%	33.4%	18.0%		95.3%	63.1%	29.0%	16.4%
② 採択地区の選定委員会	(地区)	355	304	325	180	82	37	80	170	134
	(%)		85.6%	91.5%	50.7%	23.1%	10.4%	22.5%	47.9%	37.7%
H26	(地区)	334	290	297	160		107	82	173	131
	(%)		86.8%	88.9%	47.9%		32.0%	24.6%	51.8%	39.2%
③ 採択地区の調査員	(地区)	571	28	331	560	5	1	4	59	15
	(%)		4.9%	58.0%	98.1%	0.9%	0.2%	0.7%	10.3%	2.6%
H26	(地区)	567	42	371	559		8	6	70	23
	(%)		7.4%	65.4%	98.6%		1.4%	1.1%	12.3%	4.1%

5 採択に係る資料の公表について

5-1 都道府県教育委員会における公表について

	H29							H26			
	公表	非公表	公表方法(複数回答可)			非公表理由			公表	請求があれば開示	非公表
			ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求があれば開示	その他			
① 教科用図書選定審議会委員氏名	39 83.0%	8 17.0%	27	16	2	3	5	0	38 80.9%	8 17.0%	1 2.1%
② 調査員氏名	17 36.2%	30 63.8%	9	9	1	16	14	0	16 34.0%	27 57.4%	4 8.5%
③ 都道府県教育委員会が作成する採択基準	40 85.1%	7 14.9%	24	19	4	1	6	0	39 83.0%	7 14.9%	1 2.1%
④ 都道府県教育委員会が作成する選定資料	40 85.1%	7 14.9%	23	21	2	1	6	0	38 80.9%	9 19.1%	0 0.0%

5-2 市町村教育委員会における公表について

	H29									H26	
	公表	非公表	公表方法(複数回答可)			非公表理由				公表	非公表
			ホームページ	情報センター	その他	静ひつな採択環境の確保	請求があれば開示	採択地区協議会の事務局を務める教育委員会が公表すれば十分	その他		
① 採択結果	1,038 59.6%	705 40.4%	805	209	185	-	450	242	13	1,145 65.8%	595 34.2%
② 採択理由	759 43.5%	984 56.5%	513	181	113	-	656	301	27	865 49.7%	875 50.3%
③ 採択地区協議会委員氏名	324 22.0%	1,152 78.0%	162	111	62	213	501	377	61	423 28.1%	1,084 71.9%
④ 採択地区協議会の議事録	375 25.4%	1,101 74.6%	214	106	71	120	522	396	63	437 29.0%	1,070 71.0%
⑤ 選定委員会委員氏名	183 24.5%	563 75.5%	82	101	14	168	255	112	28	232 32.8%	476 67.2%
⑥ 選定委員会の議事録	134 18.0%	610 82.0%	60	71	17	111	300	145	54	211 29.8%	497 70.2%
⑦ 調査員氏名	235 14.0%	1,444 86.0%	71	120	56	604	416	308	116	335 19.6%	1,376 80.4%
⑧ 調査研究資料	493 28.5%	1,237 71.5%	237	190	92	161	661	352	63	613 35.8%	1,098 64.2%
⑨ 採択に係る教育委員会の議事録	590 35.1%	1,092 64.9%	467	104	57	184	670	153	85	732 42.1%	1,008 57.9%

※③～⑧は、当該組織等を設置している市町村教育委員会のみ集計対象

※⑨は、採択について教育委員会会議に諮っている市町村教育委員会のみ集計対象

※平成29年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

6 教科書見本について

6-1 教育長及び教育委員(教育委員等)への教科書見本の提供について

6-1-1 都道府県教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H29		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	4	8.5%	2	4.3%
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	19	40.4%	12	25.5%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	15	31.9%	17	36.2%
④ 特に提供していない	7	14.9%	15	31.9%
⑤ その他	2	4.3%	1	2.1%

6-1-2 市町村教育委員会における教育委員等への教科書見本の提供

	H29		H26	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している	374	21.5%	223	12.7%
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために据え置いている	715	41.0%	527	30.1%
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している	429	24.6%	588	33.6%
④ 特に提供していない	192	11.0%	312	17.8%
⑤ その他	33	1.9%	100	5.7%

7 教科書展示会について

7-1 教科書展示会実施状況について

7-1-1 教科書展示会の会場数・開催期間

	H29
① 常設展示の会場	507
② 一定期間のみの展示の会場	1599
法定展示期間よりも長い期間で開催した会場	696
教科書展示会の会場の総数(①+②)	2106

7-1-2 教科書展示会の会場種別の会場数(延べ数)

	H29
① 教科書センター	841
② 学校	696
③ 公立図書館	615
④ その他	651

※②～④に当てはまる会場が教科書センターに指定されている場合は、両方に計上

(参考)教科書展示会の開催会場数(H26年度調査回答)

	常設展示				期間展示				合計			
	総数	センター	学校	図書館	総数	センター	学校	図書館	総数	センター	学校	図書館
H26	493	425	81	138	1229	422	363	363	1715	842	1158	799

7-1-3 展示教科書等の種別の会場数

○ 展示対象とされている検定教科書について

	H29
① 小学校用教科書	848
② 高等学校用教科書	32
③ 小学校用・中学校用教科書	699
② 小学校用・高等学校用教科書	29
③ 小学校用・中学校用・高等学校用教科書	446
④ その他の組合せ	45

※平成29年度は中学校用教科書について採択を行っていないため、「中学校用教科書」のみを展示する会場については調査対象外

○ 特別支援学校及び特別支援学級等において使用されている教科書等について(延べ数)

	H29
① 特別支援学校用教科書(教科書目録に掲載のもの)	247
② 附則9条本	240
③ 音声教材	99

(参考) 展示教科書の種類別会場数(延べ数)(H26年度調査回答)

	小・中学校用	高等学校用	小・中・高等学校用	特支・附則9条本
H26	1201	9	472	354

7-1-4 特別な開催方法を行った会場数(延べ数)

	H29	H26
① 夜間(17時以降)	448	365
② 巡回・移動	518	227
③ その他	11	17

7-1-5 来場者の状況(延べ数)

	H29	H26
① 法定展示期間内の来場者(i + ii + iii + iv)	81,181	94,300
(i) 教員(a+b+c+d)	51,098	50,590
(a) 小学校	41,236	40,511
(b) 中学校	5,972	4,931
(c) 高等学校	1,096	1,384
(d) その他	2,794	3,764
(ii) 教育委員会等職員	4,438	4,996
(iii) その他の所属	13,224	14,051
(iv) 所属不明	12,421	24,663
② 法定展示期間外に来場者	15,953	11,925
③ 来場時期不明の来場者	3,458	10,389
来場者の総数(①+②+③)	100,592	116,614
④ 来場者数の把握を行っていない教科書展示会の会場数	465	370

※法定展示期間内外で来場者を区分集計していない場合は、全人数を「来場時期不明の来場者」に計上

7-2 教科書展示会の周知方法について(複数回答可)

	H29		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会 に占める割合
① 県や市町村等の広報誌を活用している	41	87.2%	38	80.9%
② 県や市町村等の掲示板を活用している	26	55.3%	24	51.1%
③ 県や市町村等のホームページを活用している	47	100.0%	45	95.7%
④ facebookやtwitterなどのソーシャルメディアを活用している	8	17.0%	3	6.4%
⑤ PTAだよりを活用している	16	34.0%	15	31.9%
⑥ マスコミ等を利用している	24	51.1%	23	48.9%
⑦ その他の方法で周知している	32	68.1%	23	48.9%

※平成29年度調査では選択肢の表記を一部修正しており、単純な比較はできない

7-3 教科書展示会の改善について(複数回答可)

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 開催場所を増設した	15	31.9%
② 開催時間を延長した	13	27.7%
③ 展示方法を改善した	28	59.6%
④ 法定展示期間以外にも展示を行う会場を新設・増設した	14	29.8%
⑤ 展示対象とする学校種を増やした	1	2.1%
⑥ 意見箱を新設・増設した	12	25.5%
⑦ 周知方法を改善した	24	51.1%
⑧ 特に改善は行っていない	12	25.5%
⑨ その他	14	29.8%

8 図書館等への教科書の整備について

8-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

	H29		H26	
	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 教科書センターで閲覧等に供するようになっている	47	100.0%	47	100.0%
② 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	3	6.4%	3	6.4%
③ 公立図書館で閲覧等に供するようになっている	18	38.3%	18	38.3%
④ 特に整備していない	0	0.0%	0	0.0%

※①については、教科書見本を含む

8-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について(複数回答可)

	H29		H26	
	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合	市町村 教育委員会数	全市町村 教育委員会に 占める割合
① 学校図書館など各学校での閲覧等に供するようになっている	104	6.0%	157	9.0%
② 公立図書館で閲覧等に供するようになっている	514	29.5%	530	30.3%
③ 特に整備していない	1,148	65.9%	1,001	57.2%

平成29年度教科書採択関係状況調査(国立・私立小学校用) 調査結果

(平成30年3月)

調査期間：平成29年9月29日から10月31日まで

回答者：国立・私立の小学校・義務教育学校(道徳に代えて宗教を行っている私立小学校を除く)

調査項目：平成29年度に行われた、平成30年度から国立・私立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む)で使用する教科書(道徳科)の採択について

1 教科書の採択方法について

	国立		私立	
	学校数	全体に占める割合	学校数	全体に占める割合
① 学校内の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	48	66.7%	59	38.1%
② 学校内・学校外の関係者から構成される調査研究のための組織を設置し、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	3	4.2%	2	1.3%
③ ①又は②のような調査研究のための組織は設置せず、各教科担当の教員等による調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	19	26.4%	82	52.9%
④ 特定の教員(校長等)が調査研究を行い、調査研究の結果を踏まえて校長が採択している	2	2.8%	4	2.6%
⑤ その他	0	0.0%	8	5.2%

2 採択に係る資料の公表等について

			公表	非公表	非公表の理由として最も当てはまるもの		
					静ひつな採択環境の確保	求めに応じて開示すれば十分	その他
① 採択結果	国立	学校数	67	5	0	5	0
		全体に占める割合	93.1%	6.9%			
	私立	学校数	53	102	15	80	7
		全体に占める割合	34.2%	65.8%			
② 採択理由	国立	学校数	65	7	0	7	0
		全体に占める割合	90.3%	9.7%			
	私立	学校数	23	132	28	92	12
		全体に占める割合	14.8%	85.2%			
③ 調査研究資料	国立	学校数	3	48	14	28	6
		全体に占める割合	5.9%	94.1%			
	私立	学校数	8	91	22	60	9
		全体に占める割合	8.1%	91.9%			

※③は調査研究資料を作成している学校のみ集計対象



平成30年4月16日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 小林 福太郎



教科書の採択方針について（答申）

平成30年3月22日開催の教育委員会で決定された諮問事項について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、平成31年度使用教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 採択権者の教育方針及び学習指導要領を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情を十分配慮すること。
- (4) 採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 小学校及び義務教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は小学校及び義務教育学校（前期課程）において使用する教科書について、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

3 都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、都立特別支援学校の小学部で使用する教科書の採択に当たって、児童の障害の状態や特性等を考慮し、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

4 中学校及び義務教育学校（後期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、中学校及び義務教育学校（後期課程）において使用する「特別の教科 道徳」の教科書について、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

5 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択に当たって、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校の特色を考慮し、次の項目について各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

6 都立特別支援学校の中学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき項目について

東京都教育委員会は、都立特別支援学校の中学部で使用する「特別の教科 道徳」の教科書の採択に当たって、生徒の障害の状態や特性等を考慮し、次の項目について学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭にわかるように調査研究すること。

- ア 内容
- イ 構成上の工夫

平成 31 年度使用 小学校用「特別の教科 道徳」教科用図書 発行者名一覧表

種 目	(種類数) 発行者
道 徳	(8) 日本教科書、光村図書出版、学研教育みらい、廣済堂あかつき 日本文教出版、東京書籍、教育出版、学校図書

平成31年度使用 中学校用「特別の教科 道徳」教科用図書 採択に係る各会議議事内容

1 教育委員会

- (1) 展示会の実施について
- (2) 要綱、細目、事務日程、選定作業案等（決定）
- (3) 調査委員長報告、選定委員会答申、調査委員長・選定委員長への質問
- (4) 協議
- (5) 採択

2 選定委員会

(1) 第1回

- ① 委嘱状伝達・諮問
- ② 委員長及び副委員長の選出
- ③ 「千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱」説明
- ④ 「千代田区立小・中・中等教育学校教科用図書採択事務取扱要綱に関する細目」説明
- ⑤ 事務日程について
- ⑥ 教科用図書調査委員会の設置について
- ⑦ 教科用図書研究会の設置について
- ⑧ 採択の公正確保について
- ⑨ その他 ＊確認書の受理 他

(2) 第2回

- ① 各教科調査委員長報告
- ② 協議
- ③ 調査研究資料（様式3）の作成、答申書の作成
→ 教育委員会への報告（様式1、様式2、様式3提出）【選定委員長、各教科調査委員長】

3 調査委員会

- ① 調査方法・報告について
- ② 教科用図書研究会調査資料（様式1）の整理
- ③ 調査
- ④ 協議
- ⑤ 調査教科書一覧表（様式2）の作成、調査研究資料（様式3）の素案作成
- ⑥ その他 ＊確認書の提出 他
→ 選定委員会（第2回）への報告（様式1、様式2提出）【各調査委員長】

4 研究会（各校）（例）

- ① 調査方法・報告について【全体会】
- ② 調査、教科用図書研究会調査資料（様式1）の作成【各教科部会】
- ③ 各教科部会の報告・協議【全体会】
- ④ 校長決裁
→ 調査委員長への報告（様式1提出）【校長】

教科書展示会の実施について

1 目 的

保護者等区民に教科書を公開することにより、教育内容への一層の関心と理解を深めることを目的とする。

2 内 容

教科書の発行に関する臨時措置法第5条に基づき、法定展示会を14日間開催する。また、本年度は中学校用「特別の教科 道徳」の教科書採択があるため、都からの通知に基づき、法定展示会に加え10日間の特別展示会も開催する。

3 展示期間

平成30年6月5日（火）から6月29日（金）までの24日間

※会場（千代田図書館）の休館日である6月24日（日）を除く。

(1) 法定展示会： 6月15日（金）～6月29日（金）

(2) 特別展示会： 6月5日（火）～6月14日（木）

4 展示時間

千代田図書館の開館時間と同じ

- ・月～金 午前10時から午後10時まで
- ・土 午前10時から午後 7時まで
- ・日・最終日 午前10時から午後 5時まで

5 展示教科書

「小学校」「中学校・中等教育学校前期課程」「中等教育学校後期課程」の3つの区分で、各教科の教科書を展示する。また、中学校については「特別の教科道徳」の採択教科書見本も展示する。

6 展示会場

千代田図書館 第3研修室（区役所9階）